

意見書案第2号

安倍内閣の退陣を求める意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月30日提出

提出者 宇治市議会議員 宮本 繁夫

同 山崎 恭一

同 坂本 優子

同 山崎 匡

同 大河 直幸

同 徳永 未来

宇治市議会議長 真田 敦史 様

安倍内閣の退陣を求める意見書

昨年の「桜を見る会」を巡る重大疑惑や、司法権の独立を揺るがす東京高検検事長の定年延長の閣議決定、さらに現在の新型コロナウイルス対策に係る独断的行動など、安倍総理の総理大臣としての責任が問われる事案が、連続して起こっている。

「桜を見る会」では、公的行事の私物化と嘘・隠蔽による説明責任の放棄、政治資金規正法違反、公職選挙法違反が問われている。

検事の定年延長問題は、総理が「桜を見る会」で刑事告発されているさなかに、総理に近いとされる検事の定年延長を閣議決定したもので、憲法の三権分立、司法権の独立を否定する決定であり、一内閣の独断で変える事が許されない事案である。

新型コロナウイルス対策での全国一斉休校要請は、専門家の意見も聞かず、内閣や政権与党との調整もせずに行われた安倍総理の独断行動である。

医学的・免疫学的な合理的根拠の説明はなく、学校教育と国民生活を混乱に陥れている。

政府の新型コロナウイルス対策で不利益に陥った国民生活への支援策は世界各国の取り組みと比べても不十分で、政治の責任を果たしているとはいえない。

以上の理由により、安倍内閣の退陣を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月 日

京都府宇治市議会議長 真田 敦史

内閣総理大臣 安倍 晋三 様